

副食費について

令和7年3月

札幌市子ども未来局作成

目次

副食費（食材料費）の基本的な考え方について

副食費の徴収金額について

徴収する上での注意点

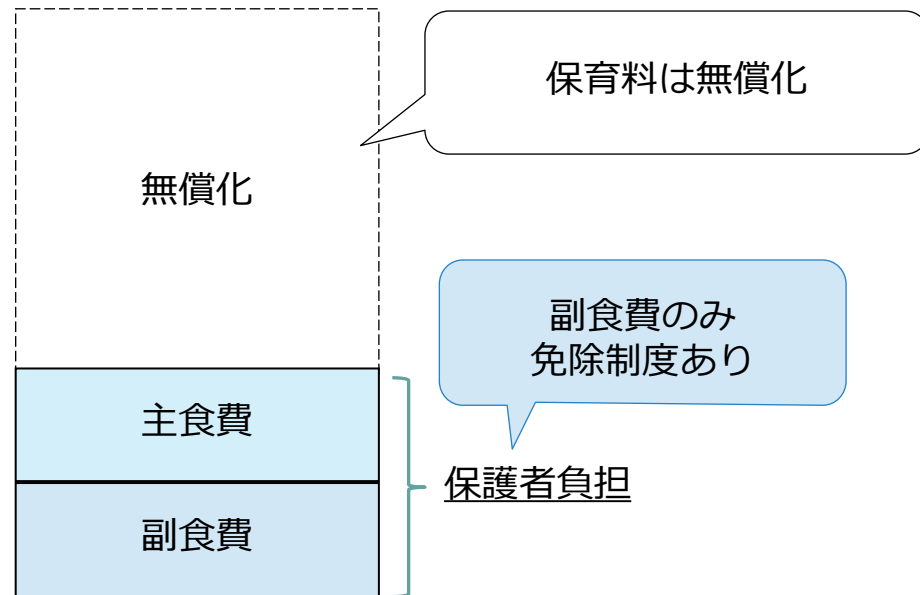
副食費の免除対象者について

免除対象者の確認方法について

副食費（食材料費）の基本的な考え方について①

- ・ 1号認定子ども
- ・ 3歳児以上の2号認定子ども

食材料費（主食費＋副食費）は施設による徴収



- ・ 2歳児の2号認定子ども
- ・ 3号認定子ども

食材料費は保育料に含まれており、保護者が負担している



副食費(食材料費)の基本的な考え方について②

?



●食材料費を保護者から徴収する理由は？

- ・ 保育料の無償化以前は保育料の一部として保護者が負担してきた経緯のほか、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること。
- ・ 授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事の費用も自己負担とされていること。

●副食費の徴収にあたり、代金収納サービス会社などを利用した場合、その手数料について保護者に負担・請求を行うことは認められるのか。

- ・ 手数料については、副食費に含めることはできませんが、保護者の同意があれば実費徴収することが可能です。

副食費(食材料費)の基本的な考え方について③

?



●麺類は主食費に該当しますか？

・札幌市保育所給食基準献立については、主食を各ご家庭で持参することを前提に考えられていることから、保育所給食の麺類は主菜としてとらえ、副食とみなします。今までの取扱いのとおり、主食を持参して、施設が麺類を提供している形式であれば、麺類は副食費に含めていただくことになります。なお、主食も施設で提供する完全給食等の場合、麺類の麺については主食費、その他の食材については副食費に含まれます。

●食具(食器や箸、スプーンなど)は副食費に含まれるか。

・食具は含まれません。詳細は、P.8「徴収する上での注意点」を参照してください。

副食費の徴収金額について①

1号認定子ども	3歳児以上の 2号認定子ども	・ 2歳児の2号認定子ども ・ 3号認定子ども
各施設で給食の提供に要する材料の費用を勘案して各施設において定める。	各施設で徴収する副食費の金額設定にあたっては、公定価格を参考に実際の費用を勘案して各施設において定める。 (※)	徴収しない。

※公定価格（副食費免除加算月額4,800円）を参考とする理由は？

- ・ 従来、副食費については公定価格で積算し、保育料の一部として保護者に負担を求めてきた経緯があり、質の担保された給食を提供するうえでは、一定の費用を要するという考え方が国から示されているため。

副食費の徴収金額について②

●減免世帯から副食費は徴収してよいか。

・国の制度における副食費の免除対象者については、公定価格の加算により公費負担することとされているため、**免除対象者から副食費を徴収することはできません**。したがって、副食費の金額が4,800円以上である場合に、公定価格で賄えない金額（4,800円を超える差額）は自園で負担することになります。

●副食費はいくらで設定した方がよいなど、目安はあるか。

・国からは公定価格（4,800円）を目安とするよう示されていますが、上限金額等はありません。また、食材費の高騰等により、副食費を値上げすることは可能ですが、重要事項説明書にも金額を明記のうえ、事前に保護者に対し値上げに至った理由等を含めて丁寧にご説明ください。

副食費の徴収金額について②

- **1号認定子どもと、2号認定子どもの副食費は別にすべきか**

- ・市が定めるものではありませんが、通常、1号認定子どもと2号認定子どもの登園日数には差があるので、副食費を同額に設定する場合は、保護者からの求めに応じ、丁寧にご説明ください。

- **満三歳になった日から最初の3月31日を迎えるまでの2号認定子ども（認定こども園に2号認定で通う満3歳子ども）からは副食費を徴収すべきか。**

- ・3月31日までは保育料に副食費が含まれるため、徴収対象外です。

徴収する上での注意点

- 副食費を徴収するにあたっては、他に徴収する費用と同様に、その使途・額・理由の書面での明示、保護者への説明・同意を得る必要があります。
- アレルギー除去食などの特別食を提供する場合でも、徴収額は施設の子どもを通じて均一とする必要があります。
- 副食費に含まれるもの（おやつ、牛乳、お茶代、調味料代など）
- 副食費に含まれないもの（調理に係る人件費、光熱水費、減価償却費※など）
※これらの費用は施設に支払われる給付費の公定価格に含まれている。
- 副食費は月額での徴収が基本となりますが、欠席や月途中の入退所等の事情により減額や日割り計算等で調整を行うことも可能です。
特に、家庭保育の協力で給食提供日数が少なかった場合の返金可否については、保護者に丁寧な説明を行うようお願いします。

副食費の免除対象者について①

副食費については、次に該当する場合は免除対象となり、免除対象者の副食費相当額は公定価格の加算として公費負担されます。



副食費の免除対象者について②

(1) 世帯の年収が約360万円未満の子ども（生活保護世帯、非課税世帯、里親・里子世帯を含む）

	1号認定のこども	3歳児以上の2号認定のうち、 ひとり親家庭等世帯(※)の子 ども	3歳児以上の2号 認定の子ども
所得割額 57,700円未満	免除		
所得割額 77,101円未満			対象外

※ひとり親家庭等世帯とは？

・母子（父子）家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯などをいいます。

副食費の免除対象者について③

(2) 第3子以降の子ども

	1号認定 の子ども	3歳児以上の2号認定のうち、 ひとり親家庭等世帯の子ども	3歳児以上の2号 認定の子ども
所得割額 57,700円以上	(1) の条件で免除		
所得割額 77,101円以上	<u>小学校第3学年修 了前(※)の範囲で 3人目以降</u>	<u>小学校就学前(※)の範囲で3人目以降</u>	

●対象となる「小学校就学前」のきょうだいの条件は

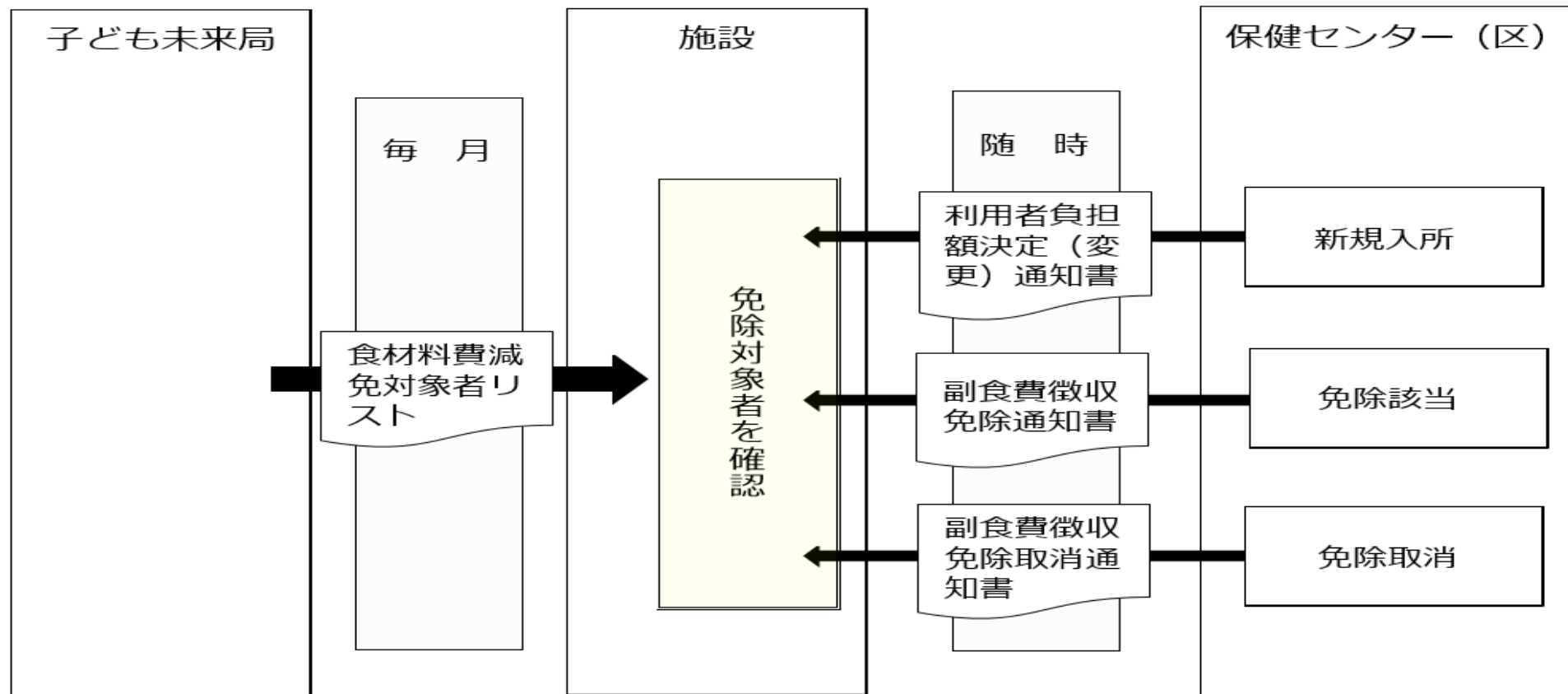
- ・次の施設に入所している
幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設
- ・次の施設を利用している
障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業

免除対象者の確認方法について①

- 子ども未来局が「食材料費減免対象者リスト」を毎月末に各施設へ送付します。
- 新規入所や免除（取消）へ変更となった場合に対応するため、随時各区の保健センターより保護者に送付する通知の写しを施設に送付します。
 - (i) 新規入所の場合
「利用者負担額決定（変更）通知書」の写しを送付
 - (ii) 市町村民税所得割額及び多子の算定基準に変更があった場合
 - ・免除となる場合：「副食費徴収免除通知書」の写しを送付。
 - ・免除取消となる場合：「副食費徴収免除取消通知書」の写しを送付。

免除対象者の確認方法について②

【イメージ図】



免除対象者の確認方法について③

?



- **掲載されるはずの児童がいないなど、掲載されている児童の確認をしたい**
一覧表における各児童の決定内容についてご不明な点がある場合や、一覧表に記載されているはずの児童が載っていない等がございましたら、対象児童が居住している区の健康・子ども課へお問い合わせください。

免除対象者の確認方法について④

●副食費に関して保護者に案内すべき手続きは？

以下の条件に該当する場合は手続きをお願いする必要があるため、区の健康・子ども課を案内してください。

- ・税更正及び修正申告により市町村民税所得割額が変更になった場合
- ・結婚や離婚、祖父母等との同居や別居などで世帯の状況が変わった場合
- ・お子さまの兄・姉について、新制度に移行していない幼稚園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は退所、障害児通所支援、医療型児童発達支援を利用する場合または辞められる場合
- ・お子さまや同居のご家族に障害者手帳の取得や更新があった場合

中央区	011-205-3354	北 区	011-757-2563	東 区	011-711-3214
白石区	011-861-0336	厚別区	011-895-2499	豊平区	011-822-2473
清田区	011-889-2051	南 区	011-522-5780	西 区	011-621-4242
手稲区	011-688-8597	こども未来局施設運営課 011-211-2986			